妊娠・出産による入所に関する確認事項

糸満市長 宛

子ども・子育て支援法施行規則第8条3号に基づき、出産期間のみの保育施設利用に関し、<u>出産予定日の2</u>カ月前の月初日から出産日の3カ月後の月末日までの利用期間となることを確認します。

出産添付書類:	親子健康手帳の写し	※表紙・	分娩予定日の分かるページ
出産予定日:	年)	月	П
認定期間満了日:	年)	月	П

児童名	生年月日				入所又は第1希望保育施設名	在園状況		
	令和	年	月	日		在園・	新規申込	
	令和	年	月	日		在園・	新規申込	
	令和	年	月	日		在園・	新規申込	

※注意事項※

- ①出産予定月と実際の出産月に変更があった場合は、必ずお申し出ください。認定期間が変更となる場合があります。
- ②認定期間満了日以降も就労等を理由に継続利用する場合は、産後2か月後の末日までに保育の必要性が分かる書類(就労証明書等)をご提出ください。提出がない場合は退所となります。
- ③施設等利用給付の認定(新2号~新3号)を受けている児童につきまして、認定期間満了日以降も育児休業等を理由に認定を受ける場合は、産後2か月後の末日までに保育の必要性が分かる書類(育休中の就労証明書等)をご提出ください。提出がない場合は認定満了として実費での利用となります。

年 月 日

※※保育こども園課記入欄※※

◆認定期間満了日以降も就労等を理由に継続利用・認定を受ける場合は、下記期日までに就労証明書等をご提出ください。

次回書類提出期限 : 年 月 日

児童名	年齢	生年月日	児童名	年齢	生年月日	児童名	年齢	生年月日